

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起の翌日)
(當日が休日には、当そ)

昭和四十三年十二月六日

鳥取県知事 石破二朗

辞退年月日	指定医療機関の名前	所在地
昭和四十三年十月二十四日	稻田医院	西伯郡西伯町法勝寺三三の二

鳥取県告示第八百十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月六日

鳥取県知事 石破二朗

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和四十三年十一月一日	稻田医院	鳥取県西伯郡西伯町法勝寺三三の二
昭和四十三年十二月六日		

鳥取県告示第八百十五号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第八百十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第二項の規定に基づき、次とのおり被爆者一般疾病医療機関

の指定の辞退があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第

十六条第二項の規定により告示する。

東伯郡泊村大字小浜字浜山九四六の一、字浜畠九四七の一、大字

石脇字坪井七九三の八、大字園字浜山二三二二の一、字一里浜二三

四〇の一、大字宇谷字ナハナミ六三九の一、字荒浜八七〇の一（以

上七筆について、次の図に示す部分に限る。）、字浜山八三〇の一

先無番地（次の図に示す部分に限る。）

(1) 指定の目的

飛砂の防備

(2) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をることができる立木は、倉吉地域森林計

画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 (1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字灘際二九〇五の一、二九〇五の二四、大

字国坂字灘際一三一〇の次二から一三一〇の次四まで（以上三筆に

ついて、次の図に示す部分に限る。）、大字田井字灘浜四九七、四九

八の二、四九八の三、大字弓原字灘際八七八、八七九（次の図に示

す部分に限る。）、大字下神東灘山一〇七〇の一から一〇七〇の

一九まで、一〇七〇の一先無番地から一〇七〇の一九先無番地まで

（次の図に示す部分に限る。）、字中灘山一二〇二の一から一二〇

二の一七まで、一二〇二の一先無番地から一二〇二の一七先無番地

まで（次の図に示す部分に限る。）、字西灘山一二四九の二から一

二四九の三三まで、一二四九の二先無番地から一二四九の三三先無

番地まで（次の図に示す部分に限る。）、大字松神字灘際一二八一

から一二八三まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

(1) 画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(2) 間伐は、次のとおりとする。

(3) 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

3 (1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字灘際二九〇五の一、二九〇五の二四、大

字国坂字灘際一三一〇の次二から一三一〇の次四まで（以上三筆に

ついて、次の図に示す部分に限る。）、大字田井字灘浜四九七、四九

八の二、四九八の三、大字弓原字灘際八七八、八七九（次の図に示

す部分に限る。）、大字下神東灘山一〇七〇の一から一〇七〇の

一九まで、一〇七〇の一先無番地から一〇七〇の一九先無番地

まで（次の図に示す部分に限る。）、字中灘山一二〇二の一から一二〇

二の一七まで、一二〇二の一先無番地から一二〇二の一七先無番地

まで（次の図に示す部分に限る。）、字西灘山一二四九の二から一

二四九の三三まで、一二四九の二先無番地から一二四九の三三先無

番地まで（次の図に示す部分に限る。）、大字松神字灘際一二八一

から一二八三まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）、字中灘山一二〇二の一から一二〇二の一七先無番地まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）、字西灘山一二四九の二から一二四九の三三先無番地まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）、字松神字灘際一二八一から一二八三まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）、字中灘山一二〇二の一から一二〇二の一七先無番地まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）、字西灘山一二四九の二から一二四九の三三先無番地まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）、字松神字灘際一二八一から一二八三まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）、字中灘山一二〇二の一から一二〇二の一七先無番地まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）、字西灘山一二四九の二から一二四九の三三先無番地まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）、字松神字灘際一二八一から一二八三まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（次の図に示す部分に限る。）、字中灘山一二〇二の一から一二〇二の一七先無番地まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計

画で定める標準伐期齡以上のものとする。

（次の図に示す部分に限る。）、字中灘山一二〇二の一から一二〇二の一七先無番地まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

(2) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計

画で定める標準伐期齡以上のものとする。

（次の図に示す部分に限る。）、字中灘山一二〇二の一から一二〇二の一七先無番地まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

00484

- (3) 間伐は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

四 (1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡大栄町大字東園字稻場六〇八の四八四先無番地から六〇八の四九五先無番地まで（次の図に示す部分に限る。）、大字西園字北浜一九〇〇先無番地から一九七七先無番地まで（次の図に示す部分に限る。）、大字由良字東浜二二一一、字西浜二二一一、大字妻波字大西浜一三八〇の一、一三八〇の六

(2) 指定の目的

飛砂の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月六日

鳥取県知事 石 破 朗

二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
 八頭郡智頭町大字篠坂字水ナシ四六七

二 保安林として指定された目的
 なだれの危険の防止

三 解除の理由
 指定理由の消滅

鳥取県告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年十一月六日

鳥取県知事 石 破 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大字保田字前浜平一三六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

防潮えん堤敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

(第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字篠坂字長途四七三

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第八百十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三六四号	名和くみあい 窒素全量 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里	四・〇 六・〇 五・〇 四五	西伯郡名和町大字御来屋 名和町農業協同組合 組合長理事 山根盛治
第三六五号 梨複合肥料 三号	名和くみあい 窒素全量 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里	六・〇 五・二 五・〇〇 〃	

鳥取県告示第八百二十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年十二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第二〇六号	油かす	五・三 五・五 二・三 一・三	米子市泉四六八番地 渡辺 岩男
第三四一号	油かす粉末	五・五 二・〇 一・〇	鳥取市吉方町三三三 中野嘉視
"	"	"	"

鳥取県告示第八百二十一号

一 実施の目的 肝てつ症予防のため

二 実施する区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

00486

四 実施の期日 別表のとおり
 五 檢査の方法 皮内反応及び虫卵検査
 別表

実施期日	実施区域	実施場所
十二月十六日	赤崎町、中尾、上伊勢、金市、大父、大父木地、山川、山川木地、森藤、杉下、中尾、笠見、八橋、西高尾、東高尾、下種、妻波、別所、穂波	篠津、坂の上、梅田検診場
十七日		
十八日		
十九日		